

令和7年9月26日（金）

次 第

[公開]

1 令和7年度第1回広島市いじめ防止対策推進審議会

開 会

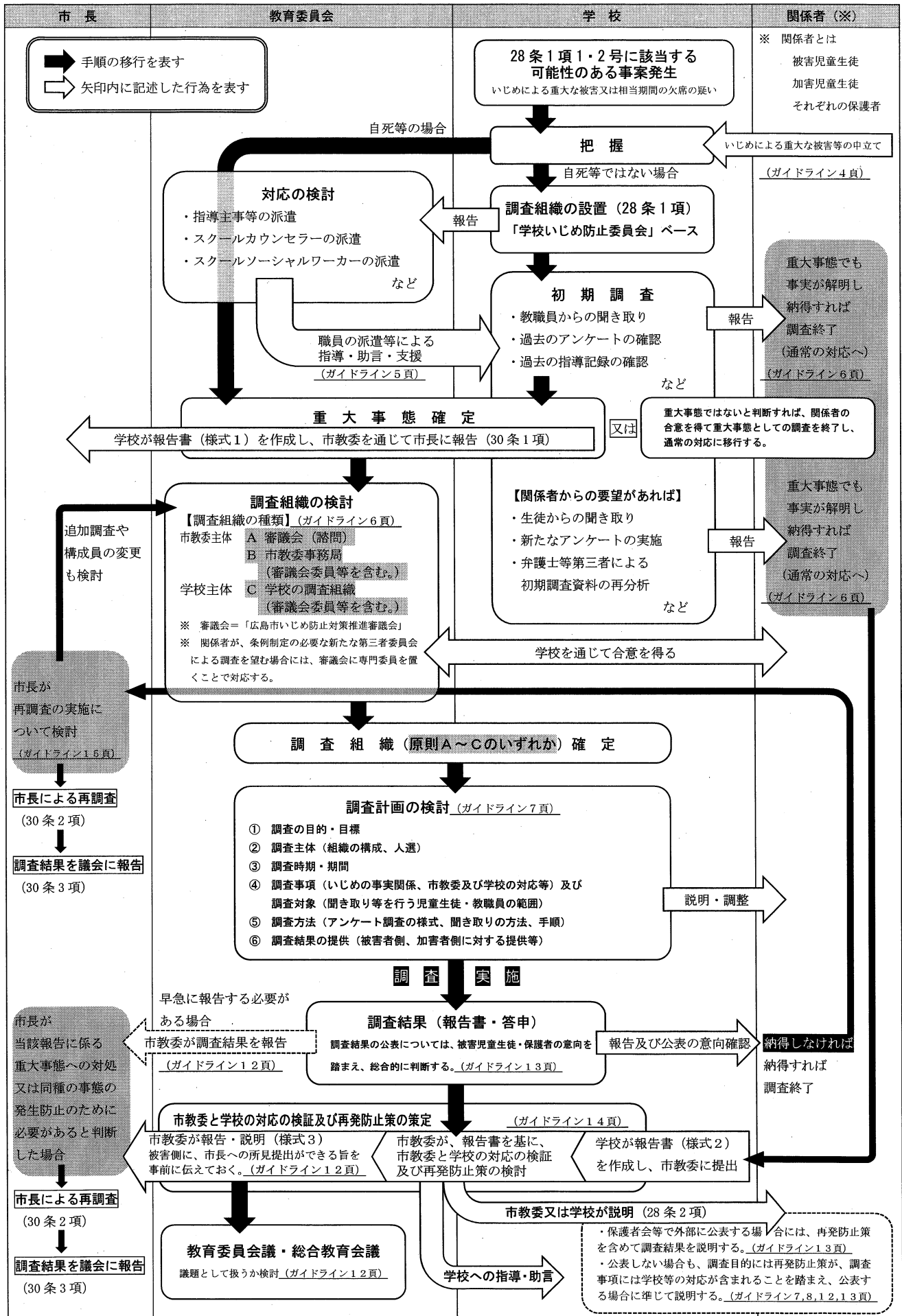
(1) 事例検討

閉 会

令和7年度 第1回
広島市いじめ防止対策推進審議会配席表

間瀬 茂夫 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授		寺本 佳代 広島弁護士会 弁護士	
森川 早苗 広島県臨床心理士会 臨床心理士			清水 克之 広島県社会福祉士会 社会福祉士
花本 浩 元広島県警察本部 生活安全部長			
(事務局)			

広島市における「いじめの重大事態」発生時の対応フローチャート





広市教学生第25号

平成29年9月6日

広島市いじめ防止対策推進審議会

会長 林 孝 様

広島市教育委員会

教育長 糸山



いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査の実施について（諮問）

広島市いじめ防止対策推進審議会条例第2条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査に係る次の事項を諮問します。

- 1 いじめの事実の全容について
- 2 学校等の対応について
- 3 死亡に至る過程や心理の検証について
- 4 今後の対応と再発防止について

（諮問理由）

平成29年7月24日（月）7時25分頃、広島市立[]中学校駐車場において、同校の第3学年の女子生徒（以下「被害生徒」という。）が出血して倒れているのを、出勤した教員が発見、救急車で搬送しましたが、病院で死亡が確認されました。

被害生徒については、事案発生後の当該校の校長及び教頭による教職員からの聴取において、被害生徒への悪口や嫌がらせ等のいじめがあったことが確認されています。

また、被害生徒の保護者からは、「いじめを苦に命を絶ったと考えている。」との思いが伝えられています。

本件は、いじめ防止対策推進法第28条の「重大事態」に該当するものであり、教育委員会としては、被害生徒が死亡した背景について詳細な事実関係を明らかにし、課題を全て洗い出し、その解決策を見出していくことにより、今後、二度と同じことが起こることのない、全ての子どもたちが安心して通える学校にしていかなければならないと考えています。これらを進めていくに当たっては、公平性・中立性が確保された組織により、客観的な事実認定等を行うことが求められることから、当審議会に対し、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査を諮問します。